

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月3日
【会社名】	アジアグロースキャピタル株式会社
【英訳名】	ASIA GROWTH CAPITAL, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号
【電話番号】	03(3448)7300
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号
【電話番号】	03(3448)7300
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,687,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 722,687,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、各新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、各新株予約権証券の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した各新株予約権証券を消却した場合には、各新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年5月30日付で関東財務局長に提出いたしました有価証券届出書の記載事項に関し、「第一部 証券情報」及び「第三部 追完情報」の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

第三部 追完情報

2. 臨時報告書の提出について

(平成28年2月17日提出の臨時報告書)

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

(前略)

(注1) 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、又は、当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、実際の調達額は上記金額に満たないことになります。その場合には、「具体的な資金使途」欄に記載の各資金使途に充当される金額がその分減少することになりますが、その場合には、大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払の原資とラックスワイズの追加資金に優先的に充当し、その他については、支出時期が早く到来するものから順次優先的に充当します。なお、平成28年11月以降の大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払いの原資については、今後、SFLからの配当収入等により賄うことを検討していきます。なお、当社連結子会社でありSFLの完全親会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社（旧社名：株式会社ディーワンダーランド）は、平成28年4月末時点において、総額26百万ポンド（平成28年5月27日現在の1ポンド161円換算で約42億円）のSFLに対する貸付金を有しておりますが、当該貸付金については、平成28年6月中にデット・エクイティ・スワップにより株式化する予定です。

(中略)

(5) CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.との間で設立する合弁会社への出資金残金につきましては、総額の460百万円を第1回新株予約権付社債の資金使途としておりましたところ、為替の変動により10百万円減額され約450百万円となり、その2分の1に当たる225百万円の出資を平成28年5月に実行しますが、残金225百万円は1年以内に払込めばよいことから、資金確保の緊要度に鑑みこれを全額第1回新株予約権付社債の資金使途から減額し、本新株予約権の資金使途に加えました。

(6) SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDの新規店舗出店資金につきましては、上記現地借入の目的には含まれていない追加出店のための資金であり、平成29年にかけての計画に沿って所要資金を見込んでおります。

また、今回、第1回新株予約権付社債の一部（160百万円）を買入消却し、本新株予約権を発行に当たり、残存する第1回新株予約権付社債（一部行使額60百万円を控除して計560百万円）の資金使途を下記の通り変更いたします。

具体的な使途	金額	支出予定時期
CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.との間で設立する合弁会社への出資金	225百万円	平成28年5月
当社運転資金（一般経費及び本新株予約権付社債に係る社債利息）の一部	255百万円	平成28年4月～平成28年12月
子会社への貸付金（大黒屋及びSFLを除く子会社運転資金（一般経費））	65百万円	平成28年4月～平成28年12月
第14回新株予約権の取得資金	15百万円	平成28年6月
	計560百万円	

(後略)

（訂正後）

（前略）

（注1）本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、又は、当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、実際の調達額は上記金額に満たないこととなります。その場合には、「具体的な資金使途」欄に記載の各資金使途に充当される金額がその分減少することとなりますが、その場合には、大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払の原資とラックスワイズの追加資金に優先的に充当し、その他については、支出時期が早く到来するものから順次優先的に充当します。なお、平成28年11月以降の大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払いの原資については、今後、SFLからの配当収入等により賄うことを検討していきます。なお、当社連結子会社でありSFLの完全親会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社（旧社名：株式会社ディーワンダーランド）は、平成28年4月末時点において、総額26百万ポンド（平成28年5月27日現在の1ポンド161円換算で約42億円）のSFLに対する貸付金を有しておりますが、当該貸付金については、平成28年5月31日（日本時間、同年6月1日）にデット・エクイティ・スワップにより株式化したしました。

（中略）

- (5) CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.との間で、中古ブランド品の質事業及び買取販売事業を立ち上げるために設立する合併会社への出資金残金につきましては、総額の460百万円を第1回新株予約権付社債の資金使途としておりましたところ、為替の変動により10百万円減額され約450百万円となり、その2分の1に当たる225百万円の出資を平成28年6月に実行しますが、残金225百万円は1年以内に払込めばよいことから、資金確保の緊要度に鑑みこれを全額第1回新株予約権付社債の資金使途から減額し、本新株予約権の資金使途に加えしました。
- (6) 中古宝飾品の質事業及び買取販売事業を営むSPEEDLOAN FINANCE LIMITEDの新規店舗出店資金につきましては、上記現地借入の目的には含まれていない追加出店のための資金であり、平成29年にかけての計画に沿って所要資金を見込んでおります。

また、今回、第1回新株予約権付社債の一部（160百万円）を買い消却し、本新株予約権を発行に当たり、残存する第1回新株予約権付社債（一部行使額60百万円を控除して計560百万円）の資金使途を下記の通り変更いたします。

具体的な使途	金額	支出予定時期
CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.との間で設立する合併会社への出資金	225百万円	平成28年6月
当社運転資金（一般経費及び本新株予約権付社債に係る社債利息）の一部	255百万円	平成28年4月～平成28年12月
子会社への貸付金（大黒屋及びSFLを除く子会社運転資金（一般経費））	65百万円	平成28年4月～平成28年12月
第14回新株予約権の取得資金	15百万円	平成28年6月
	計560百万円	

（後略）

第三部【追完情報】

2. 臨時報告書の提出について

（平成28年2月17日提出の臨時報告書）

（訂正前）

1. 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（後略）

（訂正後）

1. 提出理由

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（後略）